平成２２年（フ）第１３２号
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷569番地17
債務者　大久保一美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１３４号
山口県岩国市周東町上久原2370番地２
債務者　藤井　　都
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１３９号
山口県岩国市周東町上久原2394番地１
債務者　中村　守秀
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１４１号
山口県岩国市南岩国町１丁目７番10―501号
債務者　窪　　初枝
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１４３号
山口県熊毛郡田布施町大字川西1211番地10
債務者　木藤　政美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３３７号
福島市新町２番30号
債務者　新野　秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３５０号
福島県二本松市向原257番地８
債務者　長谷川　清
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３６８号
福島市瀬上町字茶畑８番地の10　阿部貸家西号室
債務者　阿部　雅子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６１０号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字篠津1860番地１
債務者　武舎　朋枝
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７１３号
埼玉県和光市白子３丁目35番７―102号　パルムハウス白子
債務者　吉田美枝子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８８号
さいたま市岩槻区仲町２丁目13番28号、旧住所さいたま市見沼区大字大谷1467番地20
債務者　横田　御楯
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９６号
埼玉県北本市二ツ家１丁目374番地　マリオン北本105
債務者　小野和香江
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１９号
さいたま市西区大字西遊馬1196番地１　コーポ伊藤101
債務者　神田美智代
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８５７号
埼玉県志木市下宗岡３丁目21番18号　アネシス203号、旧住所埼玉県志木市本町３丁目15番29号
債務者　近藤　　希（旧姓菅田）
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８７５号
埼玉県川口市東川口４丁目４番29―101号　アーバンキャッスル東川口
債務者　菅井美恵子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８２号
埼玉県川口市差間１丁目４番16号
債務者　早坂　公一
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０１号
埼玉県川口市領家２丁目26番10号　柿ノ木荘201コーポ
債務者　高山由美子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９１９号
埼玉県川口市並木３丁目９番16号　ソレイユメゾン並木302号
債務者　高山　幸則
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係